「労災保険加入証明」をご依頼される皆様へ

労災保険加入証明書を必要とされる場合は、下記により手続きをしてください。

1　手続き方法

・　労災保険加入証明書は、依頼者がご用意された「別紙様式1　労災保険加入証明願」に、当局で直接証明印を押し返却（交付）するものになりますので、必要枚数分（1枚必要であれば1枚）を作成し、提出してください。

・　証明願の受付及び証明書の交付は、原則として、郵送により行いますので、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

・　証明書の交付は、受理からおおむね2週間程度要します。なお、即日交付はできません。

2　提出先

〒020-8522　盛岡市盛岡駅西通一丁目9－15　盛岡第2合同庁舎5階
岩手労働局総務部労働保険徴収室　適用係
電話：019-604-3003